

報告第18号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年11月29日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 68,200 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和3年9月10日午前11時20分頃、久喜市北広島地内の相手方敷地内において、職員が相手方を訪問し帰庁する際、公用車で同敷地内から道路に出ようとしたところ、車両の後方部分が同敷地内の塀と接触し破損させた。

令和3年10月22日

久喜市長 梅 田 修 一